

ID: 1154

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	転出区分所有者居住安定計画の認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第112条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第113条の規定による。 (転出区分所有者居住安定計画の認定基準)</p> <p>第113条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る転出区分所有者居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、転出区分所有者居住安定計画の認定をしてはならない。</p> <p>(1) 計画転出区分所有者ごとに、前条第6項第3号及び第4号に掲げる事項その他計画転出区分所有者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。</p> <p>(2) 前条第1項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(3) 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあっては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。</p> <p>2 第105条第2項及び第3項の規定は、市町村長が前条第1項の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、第105条第2項及び第3項中「賃借人居住安定計画」とあるのは「転出区分所有者居住安定計画」と、「賃借人代替住宅」とあるのは「転出区分所有者代替住宅」と、同項中「計画賃借人」とあるのは「同意を得ない計画転出区分所有者」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日